

学 則

(令和6年4月1日施行)

香川県綾歌郡宇多津町浜一番丁 10 番地

香 川 短 期 大 学

香川短期大学学則目次

第1章 総則

- 第1条 (目的)
- 第2条 (所在地)

第2章 自己評価等

- 第3条 (自己評価等)

第3章 学科等

- 第4条 (学科及び専攻課程)
- 第5条 (専攻科) 削除
- 第6条 (学生定員)
- 第7条 (附属図書館)
- 第8条 (学内共同教育研究施設)
- 第9条 (附属学校)
- 第10条 (厚生施設等)
- 第11条 (事務局及び学科等の事務組織)

第4章 職員組織等

- 第12条 (職員組織)
- 第13条 (学長)
- 第14条 (副学長)
- 第15条 (学科長)
- 第16条 (専攻科長) 削除
- 第17条 (附属図書館長)
- 第18条 (学内共同教育研究施設の長)
- 第19条 (附属幼稚園長)
- 第20条 (事務局長)
- 第21条 (特任教員)
- 第22条 (名誉学長及び名誉教授)
- 第23条 (客員教授等)

第5章 外部評価委員会及び教授会等

- 第24条 (外部評価委員会)
- 第25条 (評議会) 削除
- 第26条 (教授会)
- 第27条 (学科会及び各種委員会等)

第6章 学年、学期及び休業日

- 第28条 (学年及び学期)
- 第29条 (休業日)

第7章 修業年限及び在学期間

- 第30条 (修業年限及び在学期間)

第8章 入学、休学、退学及び転学科等

- 第31条 (入学の時期)
- 第32条 (入学の資格)
- 第33条 (入学の出願)
- 第34条 (入学者の選考)
- 第35条 (入学の手続き及び入学許可)

- 第36条 (保証人)
- 第37条 (再入学及び転入学)
- 第38条 (休学)
- 第39条 (復学)
- 第40条 (転学科等)
- 第41条 (退学及び転学)
- 第42条 (除籍)

第9章 教育課程及び履修方法等

- 第43条 (教育課程の編成方針)
- 第44条 (教育課程の編成方法)
- 第45条 (授業科目)
- 第46条 (教職に関する科目)
- 第47条 (その他の免許及び資格に関する科目)
- 第48条 (単位の計算方法)
- 第49条 (1年間の授業期間)
- 第50条 (各授業科目の授業期間)
- 第51条 (授業の方法)
- 第52条 (履修科目の届出)
- 第53条 (単位の授与)
- 第54条 (入学前の既修得単位)
- 第55条 (成績の評価)
- 第56条 (卒業及び修了の要件)

第10章 免許及び資格の取得

- 第57条 (免許及び資格の取得)

第11章 卒業、修了及び学位の授与

- 第58条 (卒業)
- 第59条 (修了) 削除

第12章 入学検定料、入学金及び授業料等

- 第60条 (入学検定料、入学金及び授業料等)
- 第61条 (入学金及び授業料等の減免)
- 第62条 (授業料等の納入期)
- 第63条 (退学及び停学の場合の授業料等)
- 第64条 (休学期間中の授業料等)
- 第65条 (復学の場合の授業料等)
- 第66条 (留年期間中の授業料等)
- 第67条 (納入した入学検定料及び入学金)

第13章 外国人留学生及び科目等履修生

- 第68条 (外国人留学生)
- 第69条 (科目等履修生)

第14章 賞罰

- 第70条 (表彰)
- 第71条 (懲戒)

第15章 公開講座

- 第72条 (公開講座)

香川短期大学学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 香川短期大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、本学の建学の精神に基づき、人間教育を基礎として人格の陶冶に努めるとともに、実際に即した専門的教育をもって、国家・社会の発展に寄与することができる有為な人材を育成することを目的とする。

(所在地)

第2条 本学を香川県綾歌郡宇多津町浜一番丁10番地に置く。

第2章 自己評価等

(自己評価等)

第3条 本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の教育目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価に関し必要な事項は、本学自己評価委員会規程等に定める。

第3章 学 科 等

(学科及び専攻課程)

第4条 本学に、次の学科及び専攻課程を置く。

生活文化学科 食物栄養専攻課程

子ども学科第Ⅰ部

子ども学科第Ⅲ部

経営情報科

2 この学則に定めるものの他、学科及び専攻課程に関し、人材養成の目的、教育研究の目的及び必要な事項は、別に定める。

(専攻科)

第5条 削除

(学生定員)

第6条 本学の設置する学科、専攻課程の学生定員は、別表第1のとおりとする。

(附属図書館)

第7条 本学に附属図書館を置く。

2 附属図書館に関し必要な事項は、本学附属図書館規程等に定める。

(学内共同教育研究施設)

第8条 本学に、次の学内共同教育研究施設を置く。

情報教育研究センター

地域交流センター

I R 室

- 2 情報教育研究センターに関し必要な事項は、本学情報教育研究センター規程等に定める。
- 3 地域交流センターに関し必要な事項は、本学地域交流センター規程等に定める。
- 4 I R 室に関し必要な事項は、本学 I R 室規程等に定める。

(附属学校)

第 9 条 本学に、次の附属学校を置く。

附属幼稚園

- 2 附属学校に関し必要な事項は、学校法人尽誠学園認定こども園香川短期大学附属幼稚園運営規程に定める。

(厚生施設等)

第 10 条 本学に次の厚生施設等を置く。

医務室

カウンセリングルーム

学生食堂

その他必要な施設

(事務局及び学科等の事務組織)

第 11 条 本学に、事務局を置く。

- 2 学科等に実習指導室等を置く。
- 3 事務組織に関し必要な事項は、本学組織規程等に定める。

第 4 章 職員組織等

(職員組織)

第 12 条 本学に、次の職員を置く。

学長

副学長

教授

准教授

講師

助教

助手

事務職員

現業職員

その他必要な職員

- 2 教授、准教授、講師、助教及び助手を教員という。
- 3 教員の採用及び昇任については本学教員選考規程等に定める。

(学長)

第 13 条 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

2 学長に関し必要な事項は、学校法人尽誠学園学長等選任規程等に定める。

(副学長)

第 14 条 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

2 副学長に関し必要な事項は、本学副学長規程等に定める。

(学科長)

第 15 条 本学の学科に学科長を置き、当該学科の教授をもって充てる。

(専攻科長)

第 16 条 削除

(附属図書館長)

第 17 条 本学の附属図書館に館長を置き、本学の教授をもって充てる。

(学内共同教育研究施設の長)

第 18 条 本学の情報教育研究センター及び地域交流センターにそれぞれセンター長を置き、原則として本学の教授をもって充てる。

(附属幼稚園長)

第 19 条 本学の附属幼稚園に園長を置き、原則として本学の子ども学科第 I 部もしくは同第 III 部の教授をもって充てる。

(事務局長)

第 20 条 本学の事務局に局長を置き、本学職員をもって充てる。

(特任教員)

第 21 条 本学の教員で、学長の命により、本学の運営上特に必要な業務に従事する者を特任教員として置くことができる。

2 特任教員に関し必要な事項は、本学特任教員に関する規程に定める。

(名誉学長及び名誉教授)

第 22 条 本学の学長として勤務した者であって、教育上または研究上特に功績のあった者に対し、名誉学長の称号を授与することができる。

2 本学の教授として勤務した者であって、教育上または研究上特に功績のあった者に対し、名誉教授の称号を授与することができる。

3 名誉学長及び名誉教授に関し必要な事項は、別に定める。

(客員教授等)

第 23 条 本学の常時勤務の教員以外の教員で本学の教育もしくは研究に従事する者のうち、適当と認められる者に対しては、客員教授または客員准教授を称せしめることができる。

2 客員教授等に関し必要な事項は、本学客員教授等選考規程に定める。

第 5 章 外部評価委員会及び教授会等

(外部評価委員会)

第 24 条 本学に、外部評価委員会を置く。

2 外部評価委員会に関し必要な事項は、本学外部評価委員会規程に定める。

(評議会)

第 25 条 削除

(教授会)

第 26 条 本学に、教授会を置く。

2 教授会に関し必要な事項は、本学教授会規程に定める。

(学科会及び各種委員会等)

第 27 条 本学に、学科会及び各種委員会その他必要な会議を置くことができる。

2 学科会及び各種委員会その他必要な会議に関し必要な事項は、別に定める。

第 6 章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第 28 条 学年は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

2 学年は次の 2 学期とする。

(1) 前期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

(2) 後期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

3 前項の規定にかかわらず学長が必要と認めるときは、学期の始期及び終期を適宜に変更することができる。

(休業日)

第 29 条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 春季休業 3 月 20 日から 3 月 31 日まで、及び 4 月 1 日から 4 月 5 日まで

(4) 夏季休業 8 月 1 日から 9 月 30 日まで

(5) 冬季休業 12 月 20 日から翌年 1 月 10 日まで

2 前項の規定にかかわらず学長が必要と認めるときは、休業日を変更し、または臨時の休業日を定めることができる。

3 学長は、必要と認めるときは、第 1 項の規定にかかわらず休業日においても、実習を課し、もしくは特別講義を聴講させ、または休業日の期間を変更することができる。

第7章 修業年限及び在学期間

(修業年限及び在学期間)

第30条 本学の修業年限は2年とし、4年を超えて在学することはできない。

2 子ども学科第Ⅲ部の修業年限は3年とし、5年を超えて在学することはできない。

3 学生が修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、教授会の議を経て、学長は長期履修学生として認めることができる。その取り扱いについては、本学長期履修学生に関する規程に定める。

第8章 入学、休学、退学及び転学科等

(入学の時期)

第31条 入学の時期は、学年前期の始めとする。ただし、教育上支障がないと認めるときは、学長は学年後期の始めに入学させることができる。

(入学の資格)

第32条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校または中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。)

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、または、これに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 文部科学省が実施する高等学校卒業程度認定試験(または大学入学資格検定)に合格した者

(7) 本学における個別入学資格審査(学校教育法施行規則第150条第7号関連)に基づき認定された者

(8) 日本国籍を有し、保護者の海外勤務等により、外国において学校教育における12年の課程を修了した者、または修了見込みの者で、最終学年を含め2年以上継続して外国の学校に在籍した者、または、これに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(入学の出願)

第33条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて出願しなければならない。

2 出願の時期、方法、提出すべき書類等に関し必要な事項は、本学学生募集要項に定める。

(入学者の選考)

第 34 条 前条の入学志願者については、本学入学者選考規程により選考を行う。

(入学の手続き及び入学許可)

第 35 条 前条の選考に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに本学所定の書類を提出するとともに、入学金を納付し、入学手続きを完了しなければならない。

2 前項の入学手続きを完了し第 60 条に規定する授業料等を納付した者、または所定の書類を提出し授業料等の延納を認められた者について、学長は入学を許可する。

(保証人)

第 36 条 保証人は、親権者又は学生の 3 親等以内の成年者で、独立の生計を営む者又はこれにかわるべき者とする。

2 本学に入学を許可された者は、前項に規定する保証人を定め、所定の期日までに学長に届出なければならない。

3 保証人に変更がある場合は、新しい保証人を直ちに届出なければならない。

4 保証人の転居等の場合には、直ちにその旨を届出なければならない。

(再入学及び転入学)

第 37 条 本学に再入学または転入学を志願する者があるときは、学期の始めに限り、選考のうえ教授会の議を経て、学長が相当年次に入学を許可することができる。

2 再入学に関し必要な事項は、本学再入学に関する規程に定める。

3 転入学に関し必要な事項は、本学転入学に関する規程に定める。

(休学)

第 38 条 疾病またはやむを得ない事由により、60 日以上修学が困難な者は、学長の許可を得て、1 年以内の期間休学することができる。

2 特別の事由がある場合は、引き続き更に 1 年まで延長することができる。

3 疾病のため、修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

4 休学の期間は、通算して 3 年（ただし、子ども学科第Ⅲ部は 4 年）を超えることができない。ただし、特別な事情がある者については、教授会の議を経て、学長は延長を認めることができる。

5 休学期間は第 30 条に定める在学期間に算入しない。

(復学)

第 39 条 休学期間中にその事由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(転学科等)

第 40 条 入学後に転学科等を志望するときは、保証人連署のうえ学長の許可を得なければならない。

2 転学科等に関し必要な事項は、本学転学科、転専攻課程及び転コースに関する規程に定める。

(退学及び転学)

第 41 条 退学または他の大学等に転学しようとする者は、保証人連署のうえその事由を明らかにして学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第 42 条 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 第 30 条に規定する在学期間を超える者
- (2) 第 38 条第 4 項に規定する休学期間を超えてなお修学できない者
- (3) 授業料等の納付義務を怠り、督促を受けてもなお納付しない者
- (4) 死亡または長期にわたる行方不明の者

第 9 章 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成方針)

第 43 条 本学の学科、専攻課程の教育上の目的を達成するために、必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 教育課程の編成に当たっては、学科等の専攻分野に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(教育課程の編成方法)

第 44 条 学科、専攻課程ごとの教育課程は、各授業科目を必修科目、選択必修科目及び自由選択科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

(授業科目)

第 45 条 本学で開設する授業科目は、全学科の学生を対象に開設する授業科目（以下「共通科目」という。）及び各学科の学生を対象に当該学科が開設する授業科目（以下「専門教育科目」という。）とし、これらを通じて教養教育と専門教育の有機的連携を図るものとする。

- 2 授業科目の種類及び単位数等は、別表第 2 のとおりとする。

(教職に関する科目)

第 46 条 前条に定めるものの他に、教職に関する科目を置く。

- 2 前項の授業科目の種類及び単位数等は、別表第 3 のとおりとする。

(その他の免許及び資格に関する科目)

第 47 条 前々条及び前条に定めるものの他に、その他の免許及び資格に関する科目を置く。

- 2 その他の免許及び資格に関する科目の種類及び単位数等は、別表第 4 のとおりとする。

(単位の計算方法)

第 48 条 各授業科目の単位の計算方法は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内

容をもって構成することを標準とし、次の基準により計算する。

- (1) 講義については、15 時間の授業をもって1単位とする。ただし、授業科目の中には、30 時間の授業をもって1単位とするものを設けることができる。
- (2) 演習については、30 時間の授業をもって1単位とする。ただし、授業科目の中には、15 時間の授業をもって1単位とするものを設けることができる。
- (3) 実験、実習及び実技については、45 時間の授業をもって1単位とする。ただし、授業科目の中には 30 時間の授業をもって1単位とするものを設けることができる。

2 前項の規定にかかわらず、学修の成果を評価して単位を授与することが適当と認められる授業科目については、その科目に必要な学修等を考慮して単位数を定める。

(1 年間の授業期間)

第 49 条 1 年間の授業を行う期間は、35 週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第 50 条 各授業科目の授業は、1 学期 15 週にわたる期間を単位として行う。ただし、特別の必要がある場合は、この限りではない。

(授業の方法)

第 51 条 授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかにより、またはこれらの併用により行うものとする。

- 2 本学が教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が定めるところにより、前項の授業を、多彩なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させることができる。
- 3 本学は、第 1 項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 4 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第 1 項の授業の一部を、本学の校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(履修科目の届出)

第 52 条 学生は、各学期の始めにその学期に履修する科目を選定し、履修届を学務部へ提出し、学長の許可を受けるものとする。一度選定した科目を、やむを得ず変更する場合も同様とする。

- 2 各学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は別に定める。
- 3 科目の履修について、その他必要なことは別に定める。

(単位の授与)

第 53 条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

- 2 試験に関し必要な事項は、本学試験規程に定める。
- 3 第 48 条第 2 項に規定する授業科目については、適切な方法により学修の成果を評価

して単位を与えることができる。

(入学前の既修得単位)

第54条 第35条または第37条の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱いについては、教授会の議を経て、学長が決定する。

- 2 入学前の既修得単位の取扱いに関し必要な事項は、本学入学前の既修得単位等の認定に関する規程に定める。

(成績の評価)

第55条 成績の評価は秀(90点以上)、優(80点以上)、良(70点以上)、可(60点以上)及び不可(59点以下)をもって表し、可以上を合格とする。

(卒業の要件)

第56条 本学を卒業するためには、第30条に規定する修業年限以上在学し、次に定めるところにより62単位以上を修得しなければならない。

- (1) 共通科目については、10単位以上
- (2) 専門教育科目については、48単位以上

第10章 免許及び資格の取得

(免許及び資格の取得)

第57条 本学において取得することができる免許状及び資格の種類は、別表第5のとおりとする。

- 2 幼稚園教諭二種免許状を取得しようとする者は、前条に規定するもののほかに、教育職員免許法及び同法施行規則に規定する授業科目の単位を、修得しなければならない。
- 3 栄養士免許を取得しようとする者は、前条に定めるもののほかに、栄養士法及び同法施行規則に規定する授業科目の単位を、別に定める細則により修得しなければならない。
- 4 保育士の資格を取得しようとする者は、前条に定めるもののほかに、児童福祉法施行規則第6条の2の2第1項第3号の規定により、厚生労働大臣の定める授業科目の単位を、修得しなければならない。
- 5 司書の資格を取得しようとする者は、前条に規定するもののほかに、図書館法及び同法施行規則に規定する授業科目の単位を、修得しなければならない。

第11章 卒業、修了及び学位の授与

(卒業)

第58条 第30条に規定する修業年限以上在学し、第56条第1項に規定する卒業の要件を満たした者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

- 2 学長は、卒業を認定した学生に対して卒業証書並びに本学学位規程に定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

(修了)

第 59 条 削除

第 12 章 入学検定料、入学金及び授業料等

(入学検定料、入学金及び授業料等)

第 60 条 入学検定料、入学金及び授業料等は、別表第 6 のとおりとする。

(入学金及び授業料等の減免)

第 61 条 本学所定の基準を満たす者については、入学金及び授業料等の減免を行うことがある。

2 前項の減免に関し必要な事項は、別に定める。

(授業料等の納入期)

第 62 条 授業料等は、次の 2 期に分けて納入しなければならない。

学期	期	間
前期	4 月 1 日	～ 4 月 30 日
後期	10 月 1 日	～ 10 月 31 日

2 必要がある場合、学長は前項の期間と納入回数を変更することができる。

(退学及び停学の場合の授業料等)

第 63 条 学期の途中で退学した者の当該学期分の授業料等は徴収する。

2 第 71 条 4 項に規定する停学期間中の授業料等は徴収する。

(休学期間中の授業料等)

第 64 条 休学を許可された者、または命ぜられた者については、その期間の授業料等を免除する。

(復学の場合の授業料等)

第 65 条 学期の中途において復学した者は、当該学期末までの授業料等を、復学した月に納入しなければならない。

(留年期間中の授業料等)

第 66 条 留年する者の授業料等に関し必要な事項は、別に定める。

(納入した入学検定料及び入学金)

第 67 条 既納の入学検定料及び入学金は、原則として返還しない。

第 13 章 外国人留学生及び科目等履修生

(外国人留学生)

第 68 条 外国人で、短期大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、第 32 条第 1 項第 3 号に基づき、選考のうえ教授会の議を経て、学長は外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、本学外国人留学生規程に定める。

(科目等履修生)

第 69 条 本学の学生以外の者で、本学が開設する特定の授業科目の履修を希望する者があるときは、当該科目の授業に支障がない場合に限り、選考のうえ教授会の議を経て、学長は学期の始めに科目等履修生として許可することができる。

2 科目等履修生として履修を認められた者に対し、第 53 条を準用して単位を与えることができる。

3 その他科目等履修生に関し必要な事項は、本学科目等履修生に関する規程に定める。

第 14 章 賞 罰

(表彰)

第 70 条 学生で表彰として値する業績または行為があるときは、学長がこれを表彰する。

2 表彰に関し必要な事項は、本学表彰規程に定める。

(懲戒)

第 71 条 本学の規則に違反し、または学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 退学は、次の各号の 1 に該当する学生に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 停学は、次の各号の 1 に該当する学生に対して行う。

(1) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

(2) 学内または学外において重大な非違行為を行った者

(3) 本学の規則または命令等に違反する行為を行った者で悪質と判断された者

5 懲戒に関し必要な事項は、本学学生懲戒規程に定める。

第 15 章 公開講座

(公開講座)

第 72 条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、昭和42年4月1日から施行する。

(大学設置)

附 則
この学則は、昭和43年4月1日から施行する。
(昭和42年8月15日改正)

附 則
この学則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、平成56年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。

ただし、平成元年度入学の生活文化学科食物栄養専攻の一般教育科目履修については、昭和63年度学則のカリキュラムに定められた科目にのみ限定してそれを認めるものとする。

附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

ただし、第34条に定める学費のうち受験料及び入学金は平成元年5月20日から施行し、他の学費は平成2年度入学生より適用する。

附 則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。

ただし、第33条に定める受験料及び入学金は平成2年5月22日から施行し、授業料等は平成3年度生より適用する。

附 則

この学則は、平成4年4月1日から施行する。

ただし、第31条に定める受験料及び入学金は平成3年5月24日から施行し、授業料等は平成4年度生より適用する。

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

ただし、第32条に定める受験料及び入学金は平成4年5月23日から施行し、授業料等は平成5年度生より適用する。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

ただし、第32条に定める受験料及び入学金は平成5年5月22日から施行し、授業料等は平成6年度生より適用する。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

ただし、平成9年度入学生より適用する。

附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

ただし、平成10年度入学生より適用する。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

ただし、平成11年度入学生より適用する。

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

ただし、平成12年度入学生より適用する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。
ただし、平成13年度入学生より適用する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。
ただし、平成14年度入学生より適用する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。
ただし、平成15年度入学生より適用する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。
ただし、平成16年度入学生より適用する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年3月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。
(全面改正)

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。
ただし、平成24年度入学生より適用する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。
ただし、学則第34条については平成25年度入学生より、第59条に定める入学検定料、入学金及び授業料等（学則別表第6）の変更は平成26年度入学生より適用する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。
ただし、学則第56条第4項については平成26年度入学生より適用する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。
ただし、学則別表第2については平成27年度入学生より適用し、現に在学する学生について

は、入学時の学則を適用する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

ただし、学則第57条4項、学則別表第2及び学則別表第5については平成28年度入学生より適用し、現に在学する学生については、入学時の学則を適用する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

ただし、学則別表第2及び第5については平成29年度入学生より適用し、現に在学する学生については、入学時の学則を適用する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

ただし、学則別表第2、第4及び第5については平成30年度入学生より適用し、現に在学する学生については、入学時の学則を適用する。

(香川短期大学生生活文化学科生活文化専攻課程の存続に関する経過措置)

香川短期大学生生活文化学科生活文化専攻課程は、学則第4条及び第6条の規定に関わらず、平成30年3月31日に当該専攻課程に在籍する者が当該専攻課程に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、その学生定員は<平成30年度及び平成31年度の学生定員の推移を示す表>のとおりとする。

<平成30年度及び平成31年度の学生定員の推移を示す表>

年度		平成30年度		平成31年度		備考
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
生活文化学科	生活文化専攻課程	0名	40名	0名	0名	平成31年3月31日 廃止予定
	食物栄養専攻課程	50名	100名	50名	100名	
	生活介護福祉専攻課程	40名	80名	40名	80名	
	小計	90名	220名	90名	180名	
子ども学科第Ⅰ部		60名	120名	60名	120名	
子ども学科第Ⅲ部		40名	120名	40名	120名	
経営情報科		60名	120名	60名	120名	
合計		250名	580名	250名	540名	

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

ただし、学則別表第2、第3、第4については平成31年度入学生より適用し、現に在学する学生については、入学時の学則を適用する。

また、第60条に定める入学検定料、入学金及び授業料等（学則別表第6）の変更は平成32年度入学生より適用する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

ただし、学則別表第2については令和2年度入学生より適用し、現に在学する学生については、入学時の学則を適用する。

附 則

この学則は、令和2年6月1日から施行する。

ただし、第60条に定める入学検定料、入学金及び授業料等（学則別表第6）の変更は令和3年度入学生より適用する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

ただし、学則別表第2については令和3年度入学生より適用し、現に在学する学生については、入学時の学則を適用する。

また、第60条に定める入学検定料、入学金及び授業料等（学則別表第6）の変更は令和4年度入学生より適用する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

ただし、学則別表第1、第2、第3及び第5については令和4年度入学生より適用し、現に在学する学生については、入学時の学則を適用する。

（香川短期大学生生活文化学科生活介護福祉専攻課程の存続に関する経過措置）

香川短期大学生生活文化学科生活介護福祉専攻課程は、学則第4条及び第6条の規定に関わらず、令和5年3月31日に当該専攻課程に在籍する者が当該専攻課程に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、その学生定員は<令和4度及び令和5年度の学生定員の推移を示す表>のとおりとする。

<令和4度及び令和5年度の学生定員の推移を示す表>

年度		令和4年度		令和5年度		備考
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
生活文化学科	食物栄養専攻課程	50名	100名	50名	100名	
	生活介護福祉専攻課程	0名	40名	0名	0名	令和5年3月31日 廃止予定
	小計	50名	140名	50名	100名	
子ども学科第Ⅰ部		60名	120名	60名	120名	
子ども学科第Ⅲ部		40名	120名	40名	120名	
経営情報科		70名	130名	70名	140名	令和4年度入学生 から定員を70名に 増加
合 計		220名	510名	220名	480名	

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

ただし、学則別表第2については令和5年度入学生より適用し、現に在学する学生については、入学時の学則を適用する。

また、第60条に定める入学検定料、入学金及び授業料等（学則別表第6）の変更は令和6年度入学生より適用する。

附 則

この学則は、令和5年4月26日から施行する。

ただし、学則別表第1については令和6年度入学生より適用し、現に在学する学生については、入学時の学則を適用する。

附 則

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

ただし、学則別表第2については令和6年度入学生より適用し、現に在学する学生については、入学時の学則を適用する。

香川短期大学学則別表

別表第1

<学生定員>

学科、専攻課程		入学定員	収容定員
生活文化学科	食物栄養専攻課程	人 50	人 100
子ども学科 第Ⅰ部		55	110
子ども学科 第Ⅲ部		40	120
経営情報科		70	140
合 計		215	470

別表第2 < 共通科目 >

授 業 科 目	単 位 数	卒業必修科目				資格必修科目			備 考	
		生活文化学科	子ども学科第一部	子ども学科第三部	経営情報科	栄養士必修	教職必修	司書必修		
一般教育科目	心理学	2							◎は各学科の卒業必修科目を示す。 ●は各資格の資格必修科目を示す。 共通科目は、各学科に定められた卒業必修科目を含め、10単位以上選択必修とする。	
	日本国憲法	2					●			
	社会学	2								
	化学	2				●				
	生物学	2				●				
	教養講座	2								
	介護福祉一般	2								
	情報処理	2								
	情報リテラシー	2					●			
外国語科目	英語 I	2							※1 卒業必修科目、資格必修科目共に、2単位以上選択必修とする。	
	中国語	2	◎	◎	◎	◎	●	●		●
	韓国語	2	※1	※1	※1	※1	※1	※1		※1
	フランス語	2								
	英語 II	2								
保健体育科目	保健体育	1	◎	◎	◎		●	●		
	体育実技	1	◎	◎	◎		●	●		
日本語科目	日本語 I A	1				◎ ※2				※2 外国人長期履修留学生のみ卒業必修科目とする。
	日本語 I B	1				◎ ※2				
	日本語 II A	1				◎ ※2				
	日本語 II B	1				◎ ※2				

別表第2 < 専門教育科目 >

< 生活文化学科 食物栄養専攻課程 >

No. 1

授 業 科 目	単位数		栄養士必修	備 考
	必修	選択		
生活概論	2			
生活文化論	2			
公衆衛生学	2		○	
社会福祉概論		2	○	
解剖生理学	2		○	
解剖生理学実験		1	○	
生化学		2	○	
生化学実験		1	○	
運動生理学		2	○	
病理学		2	○	
食品学総論	2		○	
食品学各論	2			
食品学実験 I	1		○	
食品学実験 II		1		
食品加工学		2	○	
食品加工学実習		1		
食品衛生学	2		○	
食品衛生学実験		1	○	
栄養学総論	2		○	
栄養学演習	2			
応用栄養学		2	○	
応用栄養学実習		1	○	
臨床栄養学総論		2	○	
臨床栄養学各論		2	○	
臨床栄養学実習		1	○	
栄養教育論		2	○	
栄養指導論		2	○	
栄養指導実習 I		1	○	
栄養指導実習 II		1	○	
栄養教育論実習		1		
公衆栄養学		2	○	

別表第2 <専門教育科目>

<生活文化学科 食物栄養専攻課程>

No.2

授 業 科 目	単位数		栄養士必修	備 考
	必修	選択		
給食計画論		2	○	
給食実務演習		1	○	
栄養士実務演習		1	○	
給食管理実習Ⅰ		1	○	
給食管理実習Ⅱ		1	○	
給食管理実習Ⅲ		1		
給食運営管理実習		1	○	
調理学	2		○	
調理実習Ⅰ	1		○	
調理実習Ⅱ	1		○	
応用調理実習	1		○	
食物栄養学演習		2		
フードスペシャリスト論		2		
食料経済		2		
フードコーディネータ論		2		
予防栄養学		2		
情報処理演習	2			
レクリエーション理論		2		
レクリエーション実技		2		
レクリエーション現場実習		1		

別表第2 <専門教育科目>

<子ども学科 第I部>

No. 1

系列	授業科目	単位数		教職必修	保育士必修	備考
		必修	選択			
保育の本質・目的に関する科目	保育原理	2			○	※ ※
	教育原理	2		○	○	
	子ども家庭福祉	2			○	
	社会福祉	2			○	
	子ども家庭支援論		2		○	
	社会的養護 I	2			○	
	教職概論	2		○	○	
	児童館・放課後児童クラブの機能と運営		2			
児童館・放課後児童クラブの活動内容と指導法		2				
保育の対象の理解に関する科目	発達心理学	2		○	○	※
	子ども家庭支援の心理学		2		○	
	子どもの理解と援助		1		○	
	子どもの保健	2			○	
	子どもの食と栄養	1			○	
	食育の実践理解		1		○	
	子ども理解とカウンセリング		2	○		

別表第2 <専門教育科目>

<子ども学科 第I部>

No.2

系列	授業科目	単位数		教職必修	保育士必修	備考
		必修	選択			
保育の内容・方法に関する科目	保育・教育課程総論		2	○	○	
	保育内容総論	1		○	○	
	保育内容（健康の指導法）	1		○	○	
	保育内容（人間関係の指導法）	1		○	○	
	保育内容（環境の指導法）	1		○	○	
	保育内容（言葉の指導法）	1		○	○	
	保育内容（表現の指導法）	1		○	○	
	子どもと健康		2	○		※
	子どもと人間関係		2	○		※
	子どもと環境		2	○		※
	子どもと表現		2	○		※
	音楽Ⅰ		1	○	○	
	音楽Ⅱ		1	○	○	
	音楽特別演習A		1			※
	音楽特別演習B		1			※
	美術工芸Ⅰ		1	○	○	
	美術工芸Ⅱ		1			※
	子どもとお話		1			※
	子どもの生活と運動Ⅰ		1		○	
	子どもの生活と運動Ⅱ		1			※
	乳児保育Ⅰ		2		○	
	乳児保育Ⅱ		1		○	
	子どもの健康と安全		1		○	
	障害児保育		1		○	
	特別支援教育概論		1	○	○	
	社会的養護Ⅱ		1		○	
子育て支援		1		○		
おもちゃとコミュニケーション演習		1			※	

別表第2 <専門教育科目>

<子ども学科 第I部>

No.3

系列	授業科目	単位数		教職必修	保育士必修	備考
		必修	選択			
保育実習	保育実習Ⅰ		4		○	以下の①～③の何れかの組み合わせで2科目を選択必修 ①『保育実習Ⅱ(保育所)』及び『保育実習指導Ⅱ(保育所)』 ②『保育実習Ⅲ(施設)』及び『保育実習指導Ⅲ(施設)』 ③『保育実習Ⅲ(児童館)』及び『保育実習指導Ⅲ(児童館)』
	保育実習指導Ⅰ		2		○	
	保育実習Ⅱ(保育所)		2			
	保育実習指導Ⅱ(保育所)		1			
	保育実習Ⅲ(施設)		2			
	保育実習Ⅲ(児童館)		2			
	保育実習指導Ⅲ(施設)		1			
	保育実習指導Ⅲ(児童館)		1			
教職関係科目 免許	教育方法論		2	○		
	教育実習Ⅰ		1	○		
	教育実習Ⅱ		4	○		
教職総合演習 実践演習	保育・教職実践演習(幼稚園)		2	○	○	
保育の専門性を広げるための科目	保育課程総論		2			
	子ども学演習Ⅰ		2			
	子ども学演習Ⅱ		2			
	こども音楽療育概論		2			
	こども音楽療育演習		1			
	こども音楽療育実習		1			
	レクリエーション理論		2			
	レクリエーション実技		2			
	レクリエーション現場実習		1			
	保育とコンピュータ(画像処理)		1			
	保育とコンピュータ(文書実務)		1			
	就職対策演習		1			

保育士の資格を取得しようとする者は、※印の科目の中から、6単位以上を選択必修のこと。

別表第2 <専門教育科目>

<子ども学科 第Ⅲ部>

No. 1

系列	授 業 科 目	単位数		教職必修	保育士必修	備 考
		必修	選択			
保育の本質・目的に関する科目	保育原理	2			○	※
	教育原理	2		○	○	
	子ども家庭福祉	2			○	
	社会福祉	2			○	
	子ども家庭支援論		2		○	
	社会的養護 I	2			○	
	教職概論	2		○	○	
	児童館・放課後児童クラブの機能と運営		2			
保育の対象の理解に関する科目	児童館・放課後児童クラブの活動内容と指導法		2			※
	発達心理学	2		○	○	※
	子ども家庭支援の心理学		2		○	
	子どもの理解と援助		1		○	
	子どもの保健	2			○	
	子どもの食と栄養	1			○	
	食育の実践理解		1		○	
子ども理解とカウンセリング		2	○			

別表第2 <専門教育科目>

<子ども学科 第Ⅲ部>

No.2

系列	授 業 科 目	単位数		教職必修	保育士必修	備 考
		必修	選択			
保育の内容・方法に関する科目	保育・教育課程総論		2	○	○	
	保育内容総論	1		○	○	
	保育内容（健康の指導法）	1		○	○	
	保育内容（人間関係の指導法）	1		○	○	
	保育内容（環境の指導法）	1		○	○	
	保育内容（言葉の指導法）	1		○	○	
	保育内容（表現の指導法）	1		○	○	
	子どもと健康		2	○		※
	子どもと人間関係		2	○		※
	子どもと環境		2	○		※
	子どもと表現		2	○		※
	音楽Ⅰ		1	○	○	
	音楽Ⅱ		1	○	○	
	音楽特別演習A		1			※
	音楽特別演習B		1			※
	美術工芸Ⅰ		1	○	○	
	美術工芸Ⅱ		1			※
	子どもとお話		1			※
	子どもの生活と運動Ⅰ		1		○	
	子どもの生活と運動Ⅱ		1			※
	乳児保育Ⅰ		2		○	
	乳児保育Ⅱ		1		○	
	子どもの健康と安全		1		○	
	障害児保育		1		○	
	特別支援教育概論		1	○	○	
	社会的養護Ⅱ		1		○	
子育て支援		1		○		
おもちゃとコミュニケーション演習		1			※	

別表第2 <専門教育科目>

<子ども学科 第Ⅲ部>

No.3

系列	授業科目	単位数		教職必修	保育士必修	備考
		必修	選択			
保育実習	保育実習Ⅰ		4		○	以下の①～③の何れかの組み合わせで2科目を選択必修 ①『保育実習Ⅱ(保育所)』及び『保育実習指導Ⅱ(保育所)』 ②『保育実習Ⅲ(施設)』及び『保育実習指導Ⅲ(施設)』 ③『保育実習Ⅲ(児童館)』及び『保育実習指導Ⅲ(児童館)』
	保育実習指導Ⅰ		2		○	
	保育実習Ⅱ(保育所)		2			
	保育実習指導Ⅱ(保育所)		1			
	保育実習Ⅲ(施設)		2			
	保育実習Ⅲ(児童館)		2			
	保育実習指導Ⅲ(施設)		1			
	保育実習指導Ⅲ(児童館)		1			
教職関係科目 免許	教育方法論		2	○		
	教育実習Ⅰ		1	○		
	教育実習Ⅱ		4	○		
教職総合演習 実践演習	保育・教職実践演習(幼稚園)		2	○	○	
保育の専門性を広げるための科目	保育課程総論		2			
	子ども学演習Ⅰ		2			
	子ども学演習Ⅱ		2			
	子ども学演習Ⅲ		2			
	こども音楽療育概論		2			
	こども音楽療育演習		1			
	こども音楽療育実習		1			
	レクリエーション理論		2			
	レクリエーション実技		2			
	レクリエーション現場実習		1			
	保育とコンピュータ(画像処理)		1			
	保育とコンピュータ(文書実務)		1			
	就職対策演習		1			
保育士の資格を取得しようとする者は、※印の科目の中から、6単位以上を選択必修のこと。						

別表第2 <専門教育科目>

<経営情報科>

No. 1

授 業 科 目	単位数		備 考
	必修	選択	
情報処理概論		2	
システム開発概論		2	
ソフトウェア工学		2	
ソフトウェア品質		2	
データ活用演習		2	
プログラミング演習		2	
データリテラシー		2	
アプリ開発論		2	
ネットワーク論		2	
データベース論		2	
PC文書作成演習		1	
ビジネスアプリケーション演習		2	
プレゼンテーション		2	
経営学概論		2	
経営管理論		2	
経営組織論		2	
マーケティング論		2	
地域学		2	
簿記会計基礎		2	
簿記会計応用		2	
秘書学概論		2	
秘書実務		2	
事務管理(文書実務)		2	
実践的文章論		2	
知的所有権法		2	
メディカルクラーク総論		2	
メディカルクラーク演習		2	
美術文化論		2	
現代アート表現		2	
コミュニティデザイン		2	
空間・立体デザインⅠ		2	
空間・立体デザインⅡ		2	
ビジュアルシンキング		2	
デザイン基礎		2	

別表第2 <専門教育科目>

<経営情報科>

No. 2

授 業 科 目	単位数		備 考
	必修	選択	
色彩学		2	
デジタルワーク基礎		2	
デジタルワーク応用		2	
CAD 演習		2	
広告と写真		2	
CG ビジュアル表現		2	
Web 制作演習		2	
デッサンⅠ		1	
デッサンⅡ		1	
デッサンⅢ		1	
絵画実技		2	
映像制作演習Ⅰ		1	
映像制作演習Ⅱ		1	
Web デザイン		1	
アニメーションⅠ		2	
アニメーションⅡ		1	
漫画Ⅰ		1	
漫画Ⅱ		1	
アート英語海外研修		2	
観光概論		2	
観光ビジネス実務総論		2	
観光地域開発論		2	
観光資源論		2	
観光英会話		2	
観光マネジメント		2	
ホスピタリティ論		2	
日本事情Ⅰ		2	
日本事情Ⅱ		2	
旅行業法・旅行業約款		2	
生涯学習概論		2	
図書館概論		2	
図書館制度・経営論		2	
図書館情報技術論		2	
図書館サービス概論		2	
情報サービス論		2	

別表第2 <専門教育科目>

<経営情報科>

No. 2

授 業 科 目	単位数		備 考
	必修	選択	
児童サービス論		2	
情報サービス演習A		1	
情報サービス演習B		1	
図書館情報資源概論		2	
情報資源組織論		2	
情報資源組織演習A		1	
情報資源組織演習B		1	
図書館サービス特論		1	
図書館実習(事前・事後指導を含む)		1	
図書館総合演習		1	
特殊演習		2	
インターンシップ		1	
基礎ゼミ	2		
応用ゼミ	2		
卒業研究	2		

別表第3

<教職に関する科目>

(幼・領域及び保育内容の指導法に関する科目)

教育職員免許法及び同法 施行規則に定める科目			単 位 数	本学で開設している 授業科目	単位数		備考
					必 修	選 択	
第 二 欄	領域及び保 育内容の指 導法に関す る科目	保育内容の指導法(情報機 器及び教材の活用を含 む。)	12	保育内容総論	1		
				保育内容(健康の指導法)	1		
				保育内容(人間関係の指導法)	1		
				保育内容(環境の指導法)	1		
				保育内容(言葉の指導法)	1		
				保育内容(表現の指導法)	1		
	領域に関す る専門的事 項	健康	子どもと健康	2			
		人間関係	子どもと人間関係	2			
		環境	子どもと環境	2			
		言葉					
	表現	子どもと表現	2				

(幼・教育の基礎的理解に関する科目等)

教育職員免許法及び同法 施行規則に定める科目			単 位 数	本学で開設している 授業科目	単位数		備考
					必 修	選 択	
第三 欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	教育原理	2		※1
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職概論	2		※1
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）					
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		発達心理学	2		
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育概論	1		
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		保育・教育課程総論	2		※1
第四 欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	4	教育方法論	2		
		幼児理解の理論及び方法		子ども理解とカウンセリング	2		
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法					
第五 欄	教育実践に関する科目	教育実習	5	教育実習Ⅰ	1		※2
				教育実習Ⅱ	4		
		教職実践演習	2	保育・教職実践演習（幼稚園）	2		
第六 欄	大学が独自に設定する科目		2	音楽Ⅰ	1		
				音楽Ⅱ	1		
				音楽特別演習A		1	
				音楽特別演習B		1	
				美術工芸Ⅰ	1		
				美術工芸Ⅱ		1	

※1 「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」を含む

※2 「事前及び事後の指導」を含む

別表第4

＜その他の免許及び資格に関する科目＞

＜司書に関する科目＞

授業科目	単位数		備考
	必修	選択	
生涯学習概論		2	
図書館概論		2	
図書館制度・経営論		2	
図書館情報技術論		2	
図書館サービス概論		2	
情報サービス論		2	
児童サービス論		2	
情報サービス演習A		1	
情報サービス演習B		1	
図書館情報資源概論		2	
情報資源組織論		2	
情報資源組織演習A		1	
情報資源組織演習B		1	
図書館サービス特論		1	
図書館実習（事前・事後指導を含む）		1	
図書館総合演習		1	

別表第5

<免許及び資格の種類>

学科、専攻課程	免許及び資格の種類
生活文化学科 食物栄養専攻課程	栄養士免許
子ども学科 第I部	幼稚園教諭二種免許状及び保育士
子ども学科 第III部	幼稚園教諭二種免許状及び保育士
経営情報科	司書

別表第6

<入学検定料、入学金及び授業料等>

区 分 学 科	入学検定料	入学金	授業料	実習・実験費	施設設備費
生活文化学科	円 26,000	円 240,000	円(年額) 600,000	円(年額) 50,000	円(年額) 220,000
子ども学科 第I部	26,000	240,000	600,000	30,000	220,000
子ども学科 第III部	26,000	240,000	384,000	20,000	162,000
経営情報科	26,000	240,000	600,000	—	250,000

(注1) 社会人入学者(社会人入学選考により入学する者)及び留学生の入学金及び授業料については、本学社会人入学者の入学金及び授業料等減免規程及び本学外国人留学生の入学金及び授業料等減免規程に基づき決定する。

(注2) その他必要な経費は、その都度納付しなければならない。